

令和5年12月市議会定例会議

# 経済民生常任委員会資料（12月15日分）

議案第188号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

・・・ 2 頁

市民・文化スポーツ部

議案第 188 号

福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書 P8)

福島市手数料条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

戸籍証明の広域交付等の開始による証明発行等手数料の追加

- (1) 戸籍証明書の広域交付の手数料の追加(別表第1の3の表1の項)
- (2) 除籍証明書の広域交付の手数料の追加(別表第1の3の表2の項)
- (3) 届書等情報の内容証明書の交付の手数料の追加(別表第1の3の表5の項)
- (4) 届書等情報の閲覧の手数料の追加(別表第1の3の表6の項)
- (5) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の手数料の追加(別表第1の3の表7の項)
- (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行の手数料の追加(別表第1の3の表8の項)

2 条例改正の背景及び内容

全市町村の戸籍システムが法務省の戸籍情報連携システムに連携され、令和6年3月1日より、全国の市町村窓口にて戸籍の証明等の広域交付が可能となる。また、戸籍を必要とする行政手続きのオンライン申請を可能とするため、戸籍の電子証明書提供用識別符号(パスワード)を新たに発行することになる。

これらにより新たに追加される証明書等について手数料条例に追加するものである。

(1) 戸籍・除籍証明書の広域交付

本籍地のみでしか発行できなかった戸籍・除籍証明書が全国の市町村窓口で発行可能になる。

(2) 届書等情報内容証明書の交付・閲覧

本籍地及び届書の受理地で、戸籍の情報連携システムから、データ化した届書等情報の内容証明書の発行や当該情報の閲覧が可能になる。

(3) 戸籍・除籍の電子証明書提供用識別符号の発行

戸籍・除籍の電子証明書提供用識別符号とは、行政機関(国県等)が戸籍情報連携システムにて、戸籍・除籍情報を閲覧・取得するために必要な符号(パスワード)である。

現在、行政機関(国県等)に、戸籍・除籍証明書の添付が必要な申請をする際は、紙の戸籍・除籍証明書を提出しているが、これに代わり符号を提出することで、手続きのオンライン化、ペーパーレスや事務の効率化の推進が期待されるものである。

具体的な事例としては、法務省からパスポート申請が示されているが、符号を利用する手続きについては、法務省にて調整する予定。

符号は、市民(請求者)がマイナポータルによりオンラインで符号の請求・取得できるが、利用できない方への対応として、市町村窓口で申請し、紙にて取得する方法が示されている。

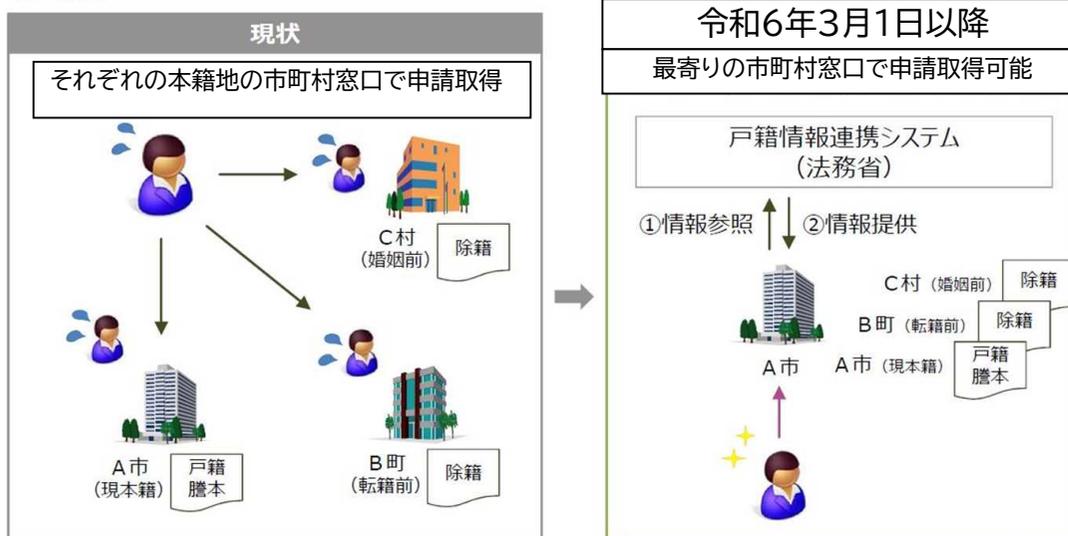
証明の種類	手数料
他市町村本籍の戸籍証明書	450円
他市町村本籍の除籍証明書	750円
届書等情報内容証明書	350円
届書等情報の閲覧	350円
戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書	400円
除籍電子証明書提供用識別符号等通知書	700円

※金額は国で定める「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に準じる。

※マイナポータルで符号を請求・取得した場合の符号の発行手数料、又は窓口で取得した戸籍又は除籍証明書と同一内容を証明するための符号等通知書の発行手数料は無料。

◎戸籍・除籍の広域交付のイメージ図

イメージ図

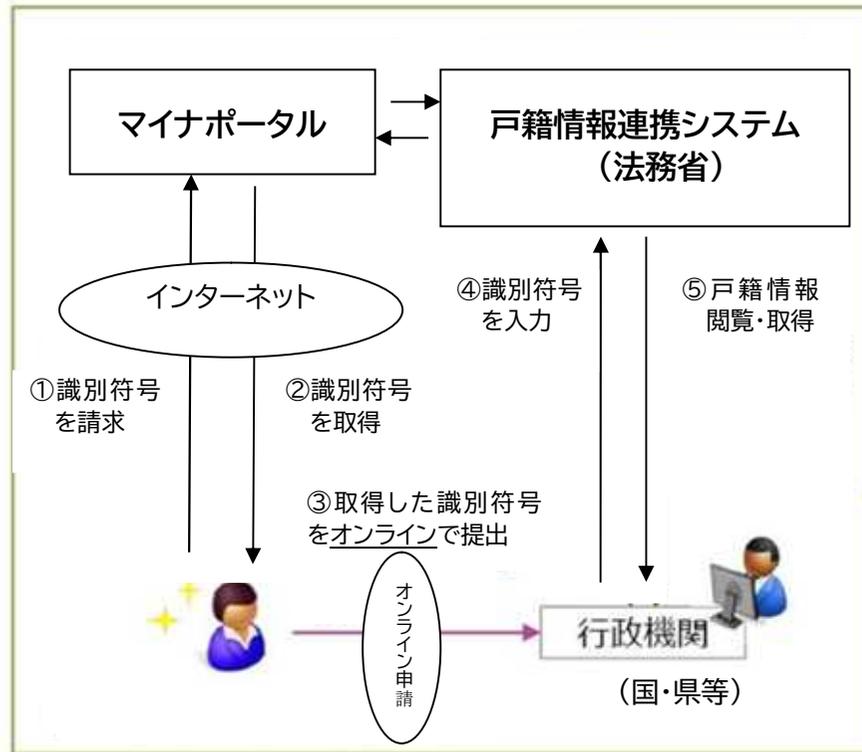


◎戸籍・除籍の電子証明書提供用識別符号の発行のイメージ図

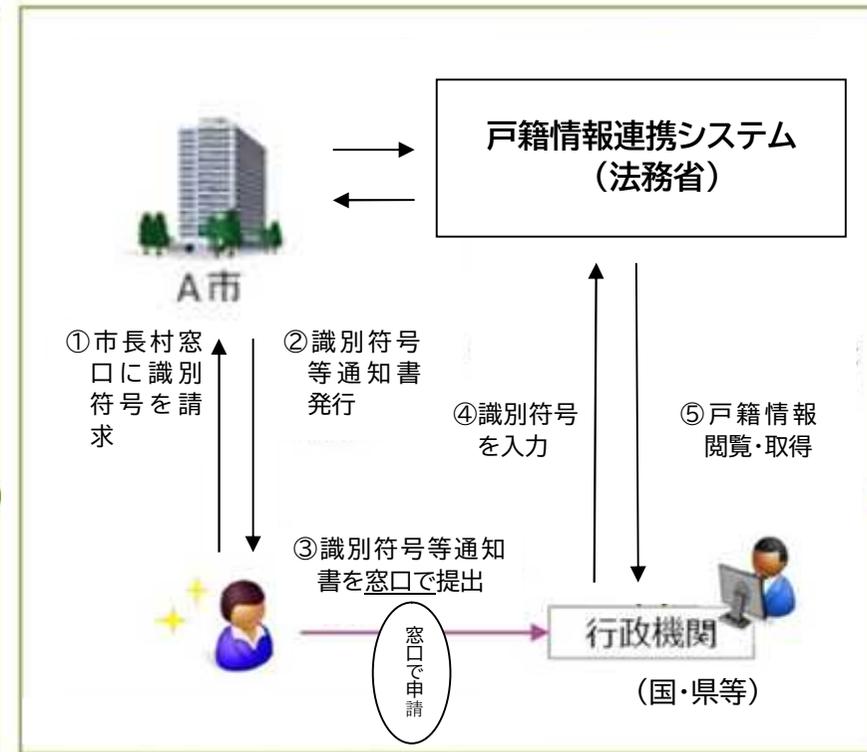
○オンラインで識別符号(パスワード)を請求する場合

○市町村窓口で識別符号(パスワード)を請求する場合

イメージ図



イメージ図



3 条例施行予定日  
令和6年3月1日

4 具体的な影響

- ①窓口で、全国の戸籍等の証明が取得できる。
- ②届書受理地及び本籍地で届書に基づく証明が取得・閲覧できる。
- ③行政機関等への手続きの際、戸籍等の証明書類の添付が順次不要になる。

**市手数料条例の一部を改正する条例【新旧対照表】**

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	戸籍の謄抄本等交付手数料	1通につき 450円(多機能端末機による交付の場合は、350円)	1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	戸籍の謄抄本等交付手数料	1通につき 450円(多機能端末機による交付の場合は、350円)
2 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> の交付	除籍の謄抄本等交付手数料	1通につき 750円	2 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気</u>	除籍の謄抄本等交付手数料	1通につき 750円

改正後			改正前		
(略)			ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
5 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付			届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料		
6 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務			書類又は届書情報の内容を表示したものの1件につき 350円		
7 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行(情報)			戸籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 400円		
(略)			(略)		
5 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付			届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料		
6 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務			届書その他の書類の閲覧手数料		
			書類1件につき 350円		

改正後		改正前
<p>通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。))</p>		
8 法第120条の3第2	除籍電子証明書提供用	除籍電子証明書提供用識

改正後		改正前
<p>項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>識別符号等通知書発行手数料</p>	<p>別符号 1件につき 700円</p>